

龍馬と学ぼう

日商簿記2級

日商簿記2級フリーテキスト講座

＜商業簿記11＞ 社債

全4枚



弥生カレッジCMCのフリーテキスト講座（無料動画で公開中）

ニコニコ生放送「そこまで質問されて委員会」もよろしく

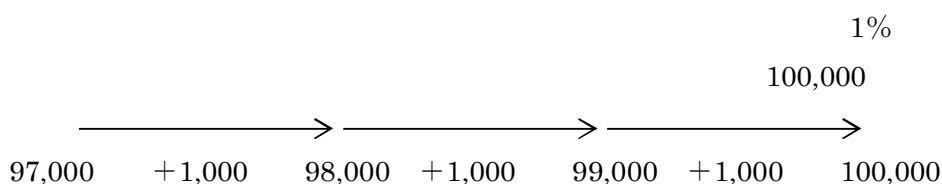
1. 社債とは

有価証券で償却原価法を学びました。もう一度復習してみましょう。

- ①×4年4月1日に CMC 社の社債（額面金額 100,000 円、満期日は×7年3月末日）を 100 円につき 96 円で購入し、代金は手数料 1,000 円と共に現金で支払った。なお額面金利は 1%であり、利払い日は 3 月末日である。取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められる。

満期保有目的債権 97,000 / 現金 97,000

- ②×5年3月31日決算において、償却原価法（定額法）により評価する。なお、金利の受取の処理もあわせて行う。



額面金額より安く発行している（割引発行）。なぜでしょう。社債には金利がついています。1%・・・安いですね・・・銀行の金利が 3%だったら。誰も CMC 社の社債を買ってくれません。なので、金利差の調整として額面金額を割り引いて発行するのですね。これは発行側の話です（社債の項目でまた登場します）。

購入者側は安い金利で買っているのだから、3,000 円のディスカウントに魅力を感じている訳ですね。結果的には 97,000 円に 3 年で 3,000 円の利息プレミアムがついている訳です。従って、この差額も金利収入と考えます。

仕訳は

まず通常の金利の受取（期限到来後の社債利札です・・・3級で学びました。現金扱いですね）

現金 1,000 / 有価証券利息 1,000

さらに金利調整分の処理です

現金 1,000 / 有価証券利息

としたいのですが、現金はもらってません。

という事は、もらえる権利として資産を増やす必要があります。

現金のかわりに満期保有目的債権を使用します。

∴ 満期保有目的債権 1,000 / 有価証券利息 1,000 となります

(ではこの問題を発行側でみてみましょう。発行価額と金利を変更しています)

①決算日が3月31日のCMC社は×4年4月1日に社債(額面金額100,000円、満期日は×7年3月末日)を発行し当座預金に入金した。額面総額100,000円、発行価額97,000円、利率2%であり、利払い日は3月末日である。取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められる。社債発行費用(繰延資産で経上する)3,000円はMSA社発行の小切手で支払った。

当座預金 97,000 / 社債 97,000
社債発行費 3,000 / 現金 3,000

②×6年3月31日決算において、償却原価法(定額法)により評価する。なお、金利は当座預金から支払った。決算時に必要な仕訳を行うとともに、財務諸表に記載される社債と社債利息および社債発行費の金額を記しなさい

まずは償却原価法での仕訳ですね。これは有価証券での処理と何もかわりません

							2%
	2,000		2,000		2,000	100,000	
×4.4.1	→	×5.3.31	→	×6.3.31	→	×7.3.31	
97,000	+1,000	98,000	+1,000	99,000	+1,000	100,000	
3,000		2,000		1,000		0	

上段はクーポン利息、下段は償却原価で計算された調整金利です

社債利息 2,000 / 当座預金 2,000
社債利息 1,000 / 社債 1,000
社債発行費償却 1,000 / 社債発行費 1,000

【社債 : 99,000】
【社債利息 : 3,000】
【社債発行費 : 1,000】

③×7年3月31日に満期を迎え、社債を全額当座預金より償還した。

社債利息 2,000 / 当座預金 2,000
社債利息 1,000 / 社債 1,000
社債 100,000 / 当座預金 100,000
社債発行費償却 1,000 / 社債発行費 1,000

これを満期償還(満期時に一括返済する事)といいます

では、満期の前に臨時入金があったとしましょう。あなたならどうしますか?

2,000円の金利を払い続けるのは勿体ないです。一括返済の方が得です(住宅ローンの早期返済と同じです)

買入償還しましょう

買入償還とは、満期日の前に証券会社を通じて市場から買い戻す（簡単に言うと早期返済する）ことです

×6年4月1日に社債を99,050円で当座預金から買入償還した。(償却原価法の計算は行う必要はありません)

社債 99,000 / 当座預金 99,050

社債償還損 50

もしも、98,000円で買入償還すると

社債 99,000 / 当座預金 98,000

社債償還益 1,000

この時に繰延資産である「社債発行費を償却するかどうか」が悩みます。

普通に考えれば、支出の効果はなくなっていると考えて、償却をするのが妥当だとは思いますが。

平成22年の実務対応報告に以下のような改正がありました

「支出の効果が期待されなくなった繰延資産は、その未償却残高を一時に償却しなければならない。」

「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」

支出の効果が期待できなくなったと解されるかどうかですが、返済したから効果がなくなったと解するかには議論がありそうですね。今回は満期を迎える年なので決算上の数値に影響ありませんが、数年にわたる場合には公認会計士と経営者のせめぎあいになるのではないのでしょうか。

日商2級では指示があった場合だけ解答するようにして下さい。

私の方では、もう少し調べておきます。



龍馬！何言ってるの。公認会計士に相談しないと株主代表訴訟をおこされるわよ！！



償却すれば、利益は減る。そうすると株主から追及される。だから償却しないぞ！！